第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①:内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1:下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続を設定しているか。またそれらを明示しているか。

- ① 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ③ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針 (PDCA サイクルの運用プロセスなど)

<内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示>

① 内部質保証に関する大学の基本的な考え方

本学では、「松山大学学則」第1条において「本学は、経済、経営、人文、法律及び薬学を中心とする諸科学の総合的専門的研究及び教授を行うことを目的とし、学識深く教養高き人材を養成して広く社会の発展に寄与することを使命とする。」と規定し、第1条の2において「第1条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。」と定めている。これに基づき、「学校法人松山大学自己点検・評価規程」には、その目的として第1条に「本法人の教育及び研究、組織及び運営並びに施設、設備及び財務の状況について自ら点検及び評価を行う。」と規定している。そして、それを達成するための「内部質保証の方針」を「本学の校訓『三実』の精神(教育理念)に基づく合理的精神と独立の精神を育む教育の実践と地域の発展に有為な人材を養成し、次代を切り拓く「知」の拠点たる役割を果たしていくため、自らの責任において教育研究活動等が適切な水準にあることを保証し、恒常的かつ継続的に質の向上を図る。」と定め、本学ウェブサイト上にて公開している(根拠資料1-2、根拠資料2-1、根拠資料2-2【ウェブ】)。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担

本学の内部質保証に関わる組織は大別すると、全学レベル、学位課程レベル、個人レベルの3段階に別れており、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は、「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」及び「教学会議」の3つの組織となる。「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」は、教学担当の常務理事が委員長を務め、その構成員には、法人の常務理事や理事長補佐、学長、副学長などの大学執行部が並び、学校法人全体の内部質保証の方針を定め、大学における内部質保証の取組みを推進していくための組織と言える。「松山大学自己点検・評価実施委員会」は、副学長が委員長を務め、各学部・研究科、センター、委員会、事務局の長が構成員となっており、内部質保証の取組みを動かしていくために、全学レベルと学位課程レベルをつなぐ役割を果たしている。「教学会議」は、全学的な教学マネジメントを推進することを目的

とした組織で、学長、副学長のほか各学部長、研究科長、各種委員会委員長等によって構成されている。内部質保証の推進においては、「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」からの改善等の指摘に対して実質的に教育・研究に関する改善計画等を策定する役割を果たす(根拠資料 2-3、根拠資料 2-4、根拠資料 2-5)。

これらの全学的な組織の下に、実際の教育活動を担っている学部・研究科・委員会・事務局(以下「各部局」という。)があり、各部局に、「松山大学自己点検・評価実施委員会」の構成員を中心とした実施体制を構築し、自己点検・評価を担当する担当者を定め、その担当者を中心に内部質保証の活動を推進している。また、各部局の構成員、実際に授業等を担う教員・職員の個々においても更に内部質保証に取り組むこととなっている。

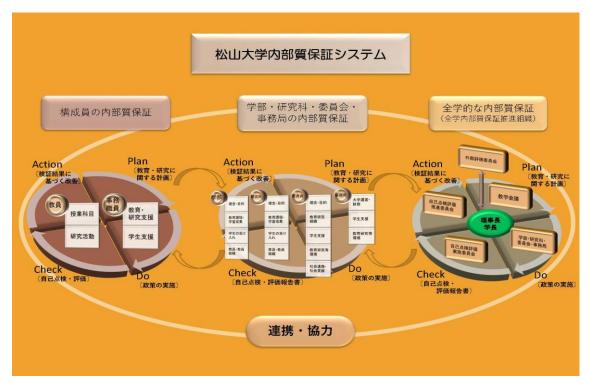
特に、全学的なPDCAにおけるそれぞれの役割は、各学部・研究科の教育活動の基盤となる方針や計画を「教学会議」が決定し(P)、各学部・研究科はそれに基づいた教育活動を行い(D)、「松山大学自己点検・評価実施委員会」がそれを評価し(C)、「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」がその評価を基に「教学会議」等に改善行動を指示する(A)となっている。なお、内部質保証システムの下行う自己点検・評価は、2019年度より3年に1回の周期をもって実施することとしている。

このように本学では、それぞれが各自の段階における内部質保証の取組みを行うことで全体的な内部質保証が実現されると考え、それぞれの組織の責任と役割については、以下のとおりにまとめ、本学ウェブサイトにて公表している(根拠資料 2-2【ウェブ】)。

- (1) 全学的な内部質保証は、理事長・学長の責任の下、学校法人松山大学自己点検・ 評価推進委員会が主体となり、教学会議、松山大学自己点検・評価実施委員会及 び学校法人松山大学外部評価委員会が連携・協力して厳正に推進する。また、学 校法人松山大学自己点検・評価推進委員会は全学に関わる自己点検・評価の実施 計画の策定、自己点検・評価に基づく検証・改善及び公表等を行う。
- (2) 各部局の内部質保証は、各部局の長の責任の下、教授会、研究科委員会等の各組織において自己点検・評価を行い、各組織における構成員が連携・協力して厳正に推進する。
- (3) 組織的なFD・SD活動や研修会等を通じて、教職員自らが内部質保証を推進する担い手となり、教育研究活動等の質保証の向上に努める。
- (4) 教員は自己の教育研究活動を自ら点検・評価することで、その活動の維持、改善及び向上を図り、教育研究の質を保証する。
- (5) 内部質保証の有効性、適切性を客観的に検証するため、学校法人松山大学外部 評価委員会において、本学の自己点検・評価活動に対して評価、提言を受ける。
- (6) 構成員、各部局及び全学内部質保証推進組織が連携・協力し、松山大学の内部 質保証システムを厳正に推進する

③ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針

本学では、各組織の関係性や各段階における内部質保証を行う組織の総称を「松山大学内部質保証システム」として、以下の図のとおり図式化し公表している(根拠資料 2-6【ウェブ】)。



松山大学内部質保証システム

このシステムを動かしていく中心的役割を果たすのが全学レベルの「全学的な内部質保証」であり、教育プログラムの内部質保証を担っているのが学位課程レベルの「学部・研究科・委員会・事務局の内部質保証」、実際の授業等の改善を進めていくのが個人レベルの「構成員の内部質保証」となる。学位課程レベル、個人レベルの単位での日常的なPDCAサイクルの取り組みを最終的には全学レベルの「全学的な内部質保証」のDoに結び付けることで全体としてのシステムを形成している。

その中で特に自己点検・評価を実際にどのように動かしていくか、その手続と運用方法 については以下のとおり定めている(根拠資料 2-2 【ウェブ】)。

- (1) 各部局は、学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会が策定した自己点検・評価の実施計画に基づき、定期的に自己点検・評価を行う。
- (2) 松山大学自己点検・評価実施委員会は、各部局からの自己点検・評価報告書に基づき、全学的な自己点検・評価を行う。
- (3) 学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会は、松山大学自己点検・評価実施委員会からの全学的な自己点検・評価報告書に基づき、自己点検・評価について総括する。
- (4) 学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会は、本学の社会的責任を果たすため、 各部局及び全学的な自己点検・評価結果を公表する。
- (5) 学校法人松山大学外部評価委員会は、本学の自己点検・評価活動の客観性及び公平性を担保するため、第三者の視点から評価体制及び評価システム全般の点検・評価を行う。

(6) 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行う。

このシステムと運用方法・手続によって各レベルにおいてPDCAサイクルを動かすことを規定しているが、2019 年度現在においては、学位課程レベル、全学レベルでのPDCAサイクルを動かすことから始めており、教員個人レベルにおいては、「教員の教育研究活動に関する自己点検・評価ガイドライン」を示した上、個々の教員に対して自己点検・評価の実施を促している(根拠資料 2-7【ウェブ】、根拠資料 2-8)。

これらの手続に加え、毎年度に策定される「事業計画書」「事業報告書(中間報告)」「事業報告書」に基づいて、各学部・研究科・部局がPDCAサイクルを動かしている(根拠資料2-9、根拠資料2-10、根拠資料2-11)。

点検・評価項目②:内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか

評価の視点1:内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織が整備されているか。

評価の視点2:内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織はどのようなメンバーで構

成されているか。

<内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備とメンバー構成>

既述しているとおりであるが、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」を設置し、実際に自己点検・評価を進める組織として「松山大学自己点検・評価実施委員会」を設けている。また全学的な改善・向上に向けた具体的な取り組みをする組織として「教学会議」があり、それぞれ以下のとおりのメンバー構成となっている。「教学会議」は、原則的に月1回程度開催され、点検・評価に基づく改善事項の検討に加え、日常的に教学マネジメントを推進している。それぞれに重複する構成員は存在しているが、構成員は各学部・研究科又は部局の長であり、内部質保証の推進を進める上で、実効性のあるメンバー構成となっている(根拠資料 2-3、根拠資料 2-4、根拠資料 2-5)。

「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」構成員

- (1) 常務理事
- (2) 理事長補佐
- (3) 松山大学学長
- (4) 松山短期大学学長
- (5) 松山大学自己点検·評価実施委員会委員長
- (6) 松山短期大学自己点検·評価委員会委員長

「松山大学自己点検・評価実施委員会」構成員

- (1) 副学長(学長が指名した者)1名
- (2) 事務局長

- (3) 学長補佐
- (4) 各学部長
- (5) 大学院各研究科長
- (6) 教務委員長
- (7) 学生委員長
- (8) 入試委員長
- (9) 図書館長
- (10) 総合研究所長
- (11) 国際センター長
- (12) キャリアセンター長
- (13) 情報センター長
- (14) 社会連携室長
- (15) 各事務部の長

「教学会議」構成員

- (1) 学長及び副学長
- (2) 各学部長
- (3) 各学部の教授会において選出された当該各学部所属の准教授又は講師1名
- (4) 教務委員長
- (5) 入試委員長
- (6) 学生委員長
- (7) キャリアセンター長
- (8) 各研究科長
- (9) 教務部長
- (10) 松山短期大学長
- (11) 学校法人松山大学教学担当理事

点検・評価項目③:方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1:学位授与方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針の策 定のため、全学としての基本的な考え方を設定しているか。

評価の視点2:内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組みを行っているか。

評価の視点3:学部・研究科等における点検・評価を定期的に実施しているか。また学

部・研究科における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

をしているか。

評価の視点4:行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)

に対して適切に対応しているか。

評価の視点5:点検・評価における客観性及び妥当性を確保しているか。

<学位授与方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針の策定のための全学 としての基本的な考え方の設定>

本学は、「真実」「実用」「忠実」の「校訓『三実』」に従い、経済、経営、人文、法律及び薬学を中心とする諸科学の総合的専門的研究及び教授を行うことを目的として、人間性豊かで学識深く教養高き有為な人材を地域社会に輩出し、もって広く社会の発展に寄与することを使命として謳っており、全学としての方針をそれぞれ以下のとおり定めている(根拠資料 2-12【ウェブ】)。

- 1. 卒業認定・学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)
 - 松山大学では、校訓「三実」の態度を持ち、かつ、学士課程での学習を通して次に掲げるいずれの要件も満たした者に対して、当該学部の卒業を認定し、学位(学士)を授与します。
- ・ 現代の市民に必要な幅広い教養、国際感覚を備えて、時代の変化に柔軟に対応し積極 的に社会を支え、改善していく資質を身につけた者
- ・ 各学部学科等によって定められた学位授与方針に従って、所定の単位を修得した者
- 2. 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

校訓「三実」に基づき、学士課程において次の方針に従って教育課程を編成し、実践します。

- 社会で活躍するために必要な基礎的教養を身につけ、変化する社会に適応し、多様な価値観を受容することができ、自らのキャリアを考え実現していくことができる人材を養成するために教養教育に関する科目を配置します。
- ・ 実用的外国語運用能力、異文化理解能力、コミュニケーション能力や心身の健康維持能力を身につけることができる人材を養成するために言語文化及び健康文化に関する科目を配置します。
- ・ 各学部学科では、専門分野を生かすことで地域を発展させることができる人材を養

成するために、各学部学科等に応じた教育プログラムを編成します。

- 3. 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)
 - 松山大学は、次のような人物の入学を期待し、各学部では、このような態度を持った 入学者を各学部学科等が定めた入学者受入れの方針に従って受入れます。
- ・ 物事の本質を見極めるために主体的に学ぼうとする人物
- ・ 学びを実社会で積極的に活用しようとする人物
- ・ 自己や他者と誠実に向き合い、信頼関係を構築しようとする人物

これらの全学の方針を踏まえて、全ての学部・研究科において、教学に関わる3つの方 針が定められている。

< 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における 教育のPDCAサイクルを機能させる取組み>

本学の教学分野においては、「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」がリーダーシップを取って、全学的な内部質保証を進めていくための方向性を定め、「松山大学自己点検・評価実施委員会」が各学部・研究科等の取りまとめを行い、各学部・研究科等が行う自己点検・評価を通じて、教育の内部質保証を推進している。

全学的なPDCAサイクルの一連の流れは次のとおりである。まず、各学部・研究科等は、構成員との連携・協力のもと各部局内で自己点検・評価を行い、「部局自己点検・評価報告書」を作成する。次に「松山大学自己点検・評価実施委員会」にて、「部局自己点検・評価報告書」に基づいて「全学自己点検・評価報告書」を作成し、「学校法人松山大学自己点検・評価報告書」に基づき、改善が必要な事項を整理した上で、「学校法人松山大学外部評価委員会」にて、第三者の視点から点検・評価を経て、全学的な教学マネジメントを行う「教学会議」に改善が必要な事項の報告を行う。そして、「教学会議」において改善事項を踏まえた教育課程の編成等を策定し、各部局、構成員へ実施の指示を行う。また各部局は、「部局自己点検・評価報告書」を踏まえて、「改善行動計画書」を作成し内部質保証を継続的に推進する。「改善行動計画書」は「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」に報告され、定期的に改善状況の確認を行うことで、PDCAサイクルがより有効に機能するようにしている。さらに各教員は「教員の教育研究活動に関する自己点検・評価ガイドライン」に基づき、「教員活動自己点検・評価表」を作成し、教員個人及び各部局の諸活動の改善のために活用して、教育の質向上に努める(根拠資料 2-7【ウェブ】)。

このような流れによって、全学的なPDCAサイクルが機能している。

<学部・研究科等における点検・評価の定期的な実施と点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施>

2019 年度には、全学的な内部質保証の手続に基づいて、全ての学部・研究科・委員会及び事務局が「部局自己点検・評価報告書」を作成し提出しており、それらの報告書に基づ

いて、「松山大学自己点検・評価実施委員会」が全学的な「全学自己点検・評価報告書」を作成している。これらの報告書は「学校法人松山自己点検・評価推進委員会」に提出され、「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」及び「学校法人松山大学外部評価委員会」において評価され、「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」より、理事長に対して評価結果及び改善課題等の結果が通知されている。各学部・研究科等はそれらの結果を踏まえて、2020年度より2ヵ年の改善行動計画を策定し、教育研究活動等が適切な水準となるように、継続して点検・評価に取り組むことになっている(根拠資料2-13、根拠資料2-14、根拠2-29、根拠資料2-36)。

具体的な「全学的な内部質保証」の取組みの事例としては、2019 年度に各学部・研究科から提出された 2018 年度までのカリキュラム改編等報告書及び各学部執行部との面談に基づいて、「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」がDP、CP、APの3つのポリシーの内容の点検を行い、その結果を「教学会議」に報告し、「教学会議」において、それぞれの学部での見直しを行うことを決定し、各学部でポリシーの見直しがなされている。また、「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」より、各学部・研究科の「部局自己点検・評価報告書」に基づいて、各学部のPDCAサイクルの可視化を進めるために、アセスメント・ポリシー、アセスメント・チェックリストの作成が提案され、「教学会議」での検討を経て各学部・研究科にて作成されている。そのほかにも、教学 I Rの結果に基づいて「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」から「教学会議」に対して、各学部の入試制度区分別の学生GPAが報告され、各学部教授会に対して、それらのデータに基づく入試制度についても検討依頼がなされている(根拠資料 2-15)。

各学部・研究科でも、それぞれが主体となって点検・評価を行い、教育に関する内部質保証に取り組んでおり、年度を1つのサイクルとした取組み以外にも、特定のプログラムの実施時期を周期とした取組みがなされている。

「学部・研究科・委員会・事務局の内部質保証」の取組み事例としては、薬学部の取組みが挙げられる。薬学部では、2018 年度からPDCAサイクルに沿った自己点検・評価の取組みを明確にするために、今回の自己点検・評価を通して評価項目に対する改善点などを抽出し、「薬学部 Vision」としてとりまとめるための評価チェックシートを作成した。その後、薬学部教授総会において審議し、「薬学部 Vision」としてとりまとめることを決定した。その後、「薬学 Vision」を用いて、PDCAサイクルが継続的に実施できるように毎年度検証することを決めている。また、実際の取組みの一例としては、低学年での留年者が多いことが課題であったため、その解決に向けて 2017 年度に「学習サポート準備委員会」を立ち上げ、その後、2018 年度からは「学習サポート委員会」として組織され、1年次前期より「学習サポート制度」を開始した事例がある(根拠資料 2-16、根拠資料 2-17、根拠資料 2-18、根拠資料 2-19、根拠資料 2-20、根拠資料 2-21、根拠資料 2-22、根拠資料 2-23)。

① 行政機関からの指摘事項への対応

松山大学大学院医療薬学研究科設置時の文部科学省からの留意事項については、医療薬

学研究科において改善し、その履行状況については、設置計画履行状況報告書として文部 科学省に提出するとともに本学ウェブサイトにて公表している(根拠資料 2-24【ウェブ】)。

② 認証評価機関からの指摘事項への対応

第2期認証評価受審の際に指摘された事項については、適宜、「松山大学自己点検・評価委員会(2017年12月19日に学校法人松山大学自己点検・評価規程の制定に伴い組織改編)」にて対応し、改善してきた。2017年7月には改善報告書を提出し、2018年5月に改善報告書検討結果によって「今後の改善経過について再度報告を求める事項」はなしとの回答を得ている(根拠資料2-25、根拠資料2-26、根拠資料2-27)。

<点検・評価における客観性、妥当性の確保>

全学的な自己点検・評価報告書については、「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」にて確認するとともに、自己点検・評価活動に対する第三者評価として「学校法人松山大学外部評価委員会」を設置し、大学、高等学校、企業の3分野からの3名の委員による外部評価を受けている(根拠資料2-14、根拠資料2-28、根拠資料2-29)。

点検・評価項目④: 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等 を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1:教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を

公表しているか。

評価の視点2:公表する情報の適切な更新はされているか。

- <教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の適切な公表> 教育活動については、「学校教育法施行規則」第 172 条の 2 に基づき、
 - 1 大学の教育研究上の目的に関すること
 - 2 教育研究上の基本組織に関すること
 - 3 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 4 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数
 - 並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 5 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 6 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
 - 7 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 8 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 9 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

の9項目について本学ウェブサイト上で公表しているほか、各学部の1年生及び上級生のGPA分布図を公表している。また留学生数、海外研修参加者数、交換留学生数などの情

報も公開している。それに加え、学内限定ではあるが、授業評価アンケートの集計結果も公表している(根拠資料 2-30【ウェブ】、根拠資料 2-31【ウェブ】、根拠資料 2-32【ウェブ】、根拠資料 2-33【ウェブ】)。

本学の自己点検・評価報告書についても公開しており、第2期認証評価の「自己点検・評価報告書」「大学評価結果」「改善報告書」「改善報告書検討結果」を公表している(根拠資料2-34【ウェブ】)。

本法人及び本学の財務情報についても、「事業計画・予算」及び「決算」等の財務情報を 本学ウェブサイト上で公表している(根拠資料 2-35【ウェブ】)。

各種の公開されている情報は管理部門において、適切に更新が行われている。

点検・評価項目⑤: 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性を検証しているか。

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善をしているか。

<全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性の検証>

「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」は、全学的に実施されている自己点検・評価報告書に基づき、各部局の教育活動等について評価を行う。各部局は、理念・目的、内部質保証、教育研究組織、教育課程・学習成果、学生の受け入れ、教員・教員組織、学生支援、教育研究等環境、社会連携・社会貢献、大学運営・財務、の10項目の中から関係のある項目について、方針、計画、実行、評価、改善のPDCAサイクルを回すことを求められており、2019年度には、全ての学部・研究科等の部局自己点検・評価報告書に基づいて、各組織の教育活動等に関する評価が行われた。「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」は、それらの評価結果を理事長に報告し、理事長は法人として対応するべきこと及び改善事項等について、学長や事務局長に指示をしている(根拠資料 2-36、根拠資料2-37)。学長は「教学会議」にそれを報告しており、今後それらに基づく具体的な改善行動を進めていく予定である。

「学校法人松山大学外部評価委員会」による評価は、2019 年度に全学的な自己点検・評価報告書に基づいて実施しており、その評価結果は理事長に報告されている(根拠資料 2-29)。

これらの評価によって指摘されている項目については、それぞれの部局が改善行動にあたるが、「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」及び「学校法人松山大学外部評価委員会」が「全学自己点検・評価報告書」に基づき、全学的な内部質保証システムそのものについての点検・評価を行うことで、全学的なPDCAサイクルの適切性及び有効性を確保することとしている。

<点検・評価結果に基づく改善>

「全学自己点検・評価報告書」に基づく点検・評価の結果、「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」及び「学校法人松山大学外部評価委員会」の両方から指摘されている教育改善を進めていくための大学全体を横断的に統括する組織の整備については、すでに事務局において検討が進められている。また、「松山大学内部質保証システム」の取組みは2019年度より始まっており、3年間を一つの期間区分としているため、2021年度末にはシステム全般の適切性に関しても総括を行う予定である。

(2)長所・特色

・学長が理事長を兼任しているという本学の特徴を生かして、内部質保証の全学的なシステムとして、法人と教学とが連携しあって教育改善ができるようなシステムを構築している。

(3) 問題点

- ・中期プラン等に定められた指標に基づく点検・評価とはなっていないため、今後点検・ 評価のやり方については改善していかなければならない。
- ・これまでの各学部・研究科・部署を中心としたボトムアップ型の改善システムと全学的 な組織によるトップダウン型の内部質保証システムを効果的に融合させるためには、も う一段階システムの改良が必要であると考えている。

(4) 全体のまとめ

本学では、これまで各学部・研究科・部署ごとに、年度ごとの事業計画の策定、達成状況の中間報告、達成状況の報告及び内部監査室による監査を実施しており、年間を通した事業計画の点検・評価サイクル(PDCAサイクル)が確立していた。また、全学的にも理事長・学長が同一であるため、法人側の決定機関である「常務理事会」、教学側の決定機関である「教学会議」が密接に連携しながら大学運営を行ってきた。これらの仕組みは、これまで機能してきており、本学の教育改善に貢献してきた。2018年度より内部質保証の方針を策定し、「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」を中心とした全学的な組織による内部質保証システムを整備し、このシステムを機能させることにより教育改善、教育の質の向上を進めていけるよう努めている。教育研究活動、財務情報等の情報は大学のウェブサイトを通じて適切に公表することで社会に対する説明責任を果たしている。

本学の内部質保証システムに基づく取組みは2019年度より始まっており、3年間を一つの期間区分としているため、2021年度末にはシステム全般の適切性に関しても総括を行う予定である。

一方で、問題点として挙げているように、中期プラン等で定めた指標に基づく点検・評価とはなっていないため、点検・評価指標や実施の仕組みについてもさらなる改善をおこなうこととし、従来のボトムアップ型の改善システムとの融合を含め内部質保証システムのさらなる見直しを進めていくことを目指す。